

報告事項(1)

令和 7 年度事業計画

1 業務の基本方針

政府の経済見通しによると、我が国経済は、総合経済対策の効果が下支えとなって、賃金上昇が物価上昇を上回り、個人消費が増加するとともに、企業の設備投資も堅調な動きが継続するなど、引き続き民間需要主導の経済成長となることが期待されているが、一方、米国の新しい関税政策は貿易へ多大な影響を与えることが懸念されている。

このような不透明な経済情勢の下、当協会の令和 7 年度事業見通しとして、新規検定申請件数は、過去 3 年に見られた一部の企業からの防爆機器の大量申請のような「特需」は期待できないことから、ある程度減少することが見込まれる。検定以外の事業については、前年度を超える成長を見込む。厚生労働省からの委託事業については、呼吸用保護具の買取試験は維持されるものの他の案件について削減又は小規模となると見込まれる。さらに、昨年度から開始した TIIS 認証については、新たに 4 品目が追加されることから申請件数の増加を見込んでいる。以上のように、防爆申請及び政府受託の落ち込みは予測されるが、新規事業を含む他事業の活性化によって収入の維持を図っていくこととする。

このような事業予測を基に、また、「2021 中期目標」(後述)も念頭に置きつつ、令和 7 年度は、次の事項を基本として当協会の運営に当たることとする。

- (1) 公益社団法人として社会の信頼を損ねることのないよう、関係法令等の遵守及び適切な運営管理に努める。
- (2) 公平かつ一貫性のある業務運営に努めるとともに、迅速かつ丁寧なサービスの提供により、顧客満足度の向上に努める。また、検定を始めとする各種の技術サービスの信頼性を確保するため、品質管理システムの維持・向上に継続的に取り組む。
- (3) 当協会の社会的使命を果たしていくため安定的な収支バランスの維持が不可欠であることから、デジタルトランスフォーメーション (DX) の推進により、業務の効率化及び省力化を図る。
- (4) 労働災害の防止に関する新しい技術、制度に対応する技術サービスの提供に取り組む。また、企業活動の国際展開に対応し、海外の関係機関との連携・協力の推進・拡大を図る。さらに、海外情報の収集・海外事情の把握に努め、講習会、広報誌等を通じて積極的に情報発信を行っていく。
- (5) 安全衛生関係機関・団体等と連携して労働災害の防止に取り組む。また、安全衛生関係機関等が設置する技術委員会等に当協会の役職員を派遣するほか、多様なニーズに応える講習会を開催し、幅広く災害防止に関する知識・技術の普及を図る。

(6) 公益社団法人として、労務、環境保全、安全衛生、公平性及び守秘義務について法令を遵守し、必要に応じて業務・設備の改善、職員の教育・訓練を実施する。

1. 1 業務の実施

主に実施する業務・事業は、次のとおりである。

- ・登録個別・型式検定機関として認められている 13 品目の検定
- ・登録適合性証明機関としての機能安全証明
- ・化学物質、静電気、機械器具、呼吸用保護具、防護服等の性能試験
- ・マスクフィットテスト及び関連セミナー
- ・防爆機器、乾式安全器、合板足場板、医療用マスク、墜落制止用器具、耐爆発圧力衝撃乾燥設備及び安全レーダーシステムを対象とした TIS 認証
- ・企業を対象とした爆発・火災リスクアセスメント
- ・防爆機器規格適合性認証制度 (IECEX システム) の下での国際認証
- ・2025IECEX 日本年会の開催
- ・有料相談、技術支援、試験結果書・英文合格証・構造規格適合証明書の発行、合格書類の誤記訂正・コピーサービス、工場監査代行
- ・防爆実務専門家養成コース開発
- ・品質管理システム関連業務
- ・受託事業
- ・講習会 (ネット配信を含む) の開催及び資料の頒布
- ・広報、相談、協力活動
- ・調査、情報収集

1. 2 「2021 中期目標」の実行

4 年後の協会のあるべき姿として令和 3 年度に策定した「2021 中期目標」(以下、「中期目標」) の着実な実行に努める。中期目標として以下の三点を掲げた。

- ① 事業収入として 5 億 5 千万円以上の確保
- ② 人事処遇制度改革
- ③ バランスのとれた年齢構成の実現

これらは協会が安定的、かつ、継続的に協会を運営していくための核心的要素であり、令和 7 (2025) 年度までに達成することを目標としている (4 か年計画)。

中期目標には、最重要課題の一つとして「防爆事業の立て直し」を含む。また中期目標の実現に向けて、以下の施策を定め、取り組むこととした。

- ・個々の力を発揮する職場環境の実現
- ・顧客満足の追求

- ・電子化の推進
- ・人事評価の見直し

1. 3 事業収入の確保

検定に関しては、検定の種別及び品目ごとの採算の改善を図る。具体的には、検定の種別（新規、更新、記載事項変更及び再交付）、品目ごとに、収支が黒字になるよう手数料の見直しを行う。また、呼吸用保護具関係については、防爆の事業に倣って、既設設備の有効活用として、TIIS 認証や海外認証サポートなど、検定の裾野を広げる事業について試みる。また、引き続き動画配信などの広報活動を通じて、依頼件数の増加や協会の認知度アップに努める。

1. 4 試験認証部防爆グループ分室

昨年度に開設した試験認証部防爆グループの分室に関しては、立会試験要員の補完及び関西在住企業等からの技術相談の拠点としての役割を期待していたが、昨年度末までに近畿在住の技術職員 3 名を新たに雇用し、立会試験要員としては充足したこと、及び技術相談数も予想したほどではなかったことから、廃止の方向で検討を行う。

1. 5 人事処遇制度改革

個人業績に見合った待遇を実現すべく、また公正な人事評価とするために、年功主義から能力・成果主義への転換を基本とした人事処遇制度改革に計画的に取り組む。合わせて個々の力量を十分発揮できる職場環境の実現についても取り組む。また、65 歳定年の義務化に合わせた制度設計を行う。

1. 6 バランスのとれた年齢構成の実現

技術系職員の高齢化が進んでいることから、中期目標に沿って若手職員の採用活動を積極的に行う。

1. 7 会員サービスの向上

DX を通じて会員サービスの向上を目指す。具体的には、専用サイトを立ち上げ、情報提供などのサービス展開を目指す。

2 業務実施計画

2. 1 検定、試験、認証等

当協会の主要事業の一つである検定については、迅速かつ丁寧なサービスの提供による顧客満足の追求に努めるとともに、公平及び一貫性のある業務運営

を行う。また、申請手続きの DX 化について引き続き検討を行う。

(検定全般)

厚生労働省の登録個別・型式検定機関として、防爆機器等 13 品目の検定を着実に実施する。検定手数料の見直しに着手し、収支の改善を目指す。迅速、かつ、丁寧な検定を心がけ、手順の簡素化について引き続き取り組む。アンケート調査を実施し、その結果を業務改善に役立てる。

(危険性評価試験)

化学物質の爆発火災危険性評価試験、静電気に対する特性試験、機械器具、呼吸用保護具、防護服の性能試験等を実施する。特に、粉体の危険性評価試験については、ここ数年受託数が大きく減少していることから、試験装置（最小着火エネルギー測定装置）の増設による試験の迅速化及びニーズへのきめ細かな対応を図るとともに、安全相談などの付帯サービスを充実することによって受注の回復を目指す。

(マスクフィットテスト及び関連セミナー事業)

防じん・防毒マスクのフィットテスト及び関連セミナー事業を実施する。

(TIIS 認証業務)

防爆機器、乾式安全器及び合板足場板に加え、医療用マスク、墜落制止用器具、耐爆発圧力衝撃乾燥設備及び安全レーダーシステムについて品目を追加する。その他、有望な品目の追加を目指す。また、TIIS 認証の多言語によるプロモーションビデオを制作し、国内だけでなく海外企業への周知を図る。

(リスクアセスメント業務)

事故・災害原因究明のための検証試験の立案・実施、試験に関する技術相談等を通じて、可燃性物質を取り扱う事業所の災害防止の観点でのリスクアセスメント、また、危険場所の分類（ゾーニング）業務を実施する。

(IECEX システムの認証業務)

防爆に関する国際的な認証制度である IECEX システムの下での機器認証を実施する。また、協会が発行する IECEX 認証をベースとした海外の認証（ATEX 等）取得支援業務の増加を図り、国内防爆メーカーの海外進出のサポートに取り組む。また、信頼性のある試験及び認証を顧客に提供するため、ISO/IEC 17025（試験・校正機関に係る国際規格）及び ISO/IEC 17065（製品

認証機関に係る国際規格) の認定を維持する。

(有料相談、技術支援、試験結果書・英文合格証・構造規格適合証明書発行、合格書類の誤記訂正・コピーサービス、工場監査代行業務)

爆発災害防止、静電気対策、安全衛生器具の性能評価等、当協会の技術力を活かした助言、技術支援等を有料で行う。また、英文合格証・試験成績書・構造規格適合証明書発行、合格書類の誤記訂正・コピーサービスを実施する。防爆に関する海外認証の申請代行については、東アジア及び欧州など既にルートを確保した方面を継続的に実施するとともに、北米・南米など新たなマーケットについても開拓を目指す。また、呼吸用保護具について海外認証の申請代行が可能になるように、米国の関係機関との協力を目指す。韓国及び中国の協力機関からの依頼による工場監査代行業務を引き続き実施する。

(防爆実務専門家養成コース開発)

防爆機器が設置・使用される事業場において、それらの適切な選択、設置・施工、使用、保守・管理等に従事する実務専門家の確保・養成に資するよう実務に必要な知識及び技術について教育・訓練を行う事業の開始に向けて、IECEX 要員認証の取得に経験を有する海外の認証機関の協力を得て、準備を進める。

(品質管理システムの認証・認定の管理)

外部から認証及び認定を受けている品質管理システムの維持に努める。また、教育・訓練を計画に実行して職員の力量向上を図る。潜在的なリスクの特定と対策を進め不適合の発生を防ぐとともに、発生した不適合について業務改善に取り組む。

(受託事業業務)

厚生労働省等関係機関が公募する調査研究等について、積極的に応募し受託を目指す。また、官公庁、民間等が公募する安全衛生に関する科学研究費補助事業(科研費)にも可能な限り応募する。

2. 2 講習会の開催及び資料の頒布

事故・災害の防止、技術者の育成を目的として、講習会の開催、安全資料の刊行、安全技術情報の発信を行う。

(講習会)

令和 7 年度に実施を予定している講習会等は次のとおりである（いずれも仮題）。

- (1) 防爆関係
 - ・新規検定申請の手順
 - ・更新時同一型式の追加
 - ・IECEX 機器認証の申請図面
 - ・新たな編の国際整合防爆指針についての解説
- (2) 呼吸用保護具関係
 - ・フィットテスト実施者養成講座
 - ・保護具着用管理責任者選任時研修
- (3) 爆発・火災防止対策講座
 - ・静電気災害防止のための実験講座

(資料の頒布)

独立行政法人労働者健康安全機構 労働安全衛生総合研究所が作成し、防爆機器の検定の基準として用いられる国際整合防爆指針 2015、2018 及び 2020 を引き続き技術資料として頒布するとともに、国際整合防爆指針の新たな編が発行された場合、技術資料として追加頒布する。

2. 3 広報、相談、協力活動

(安全技術情報)

ホームページ、TIIS ニュース及びメールマガジンによる情報発信に引き続き取り組むことにより、安全衛生技術情報の発信、安全衛生技術の普及及び会員サービスに努める。また、引き続き安全衛生に関する講習会を開催する。

(相談)

検定申請、試験依頼等に関する無料相談に対応する。

(協力活動)

協力活動として以下に取り組む。

- ・国内関係工業会、研究機関、認証・認定機関との協力関係を維持し、委員会、意見交換会、見学会を通じて、円滑な業務運営に努める。
- ・海外の関係機関との相互協定及び交流を通じて、関連業務の受注増加及び拡大を目指す。

2. 4 調査、情報収集

検定等の業務に関連した規格・資料の収集の他、関連業界との意見交換会等を通じて情報の収集に努め、業務の改善等に反映させる。

(IECEx システム)

IECEx システム国内審議委員会の事務局を引き続き務め、国内の意見・要望等をまとめる。日本で初めて開催される IECEx システムの年次総会(2025IECEx 日本年会)について、運営主体として、防爆関係者に広く周知を行うとともに、成功裡に開催されるよう準備及び運営に努める。

(標準化活動)

IEC 規格を検討する技術委員会 (TC31)、IECEx のワーキンググループに参加し、ルール及び規格策定に参画するとともに関連情報の収集を行う。また、防爆ドローンや水素関連の国内外の委員会及びワーキンググループに参加し、情報の収集及び規格策定の活動を通じて、国内企業の支援を図る。

(規格・指針等)

規格・指針の制定・改正に参画し、関連事業の受託を目指す。

(講演会、学術集会等)

その他以下による調査、情報収集活動を行う。

- ・安全衛生に関する講演会等の共催又は後援
- ・国内外の学術集会への役職員の派遣による学術情報、最新動向等収集及び発表

以上